

鹿屋体育大学附属図書館長選考規則

平成18年9月21日
規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学附属図書館長（以下「館長」という。）の選考及び任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考機関)

第2条 館長の選考は、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 館長の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) 館長の任期が満了するとき。
- (2) 館長が辞任を申出たとき。
- (3) 館長が欠員となったとき。

2 館長の選考は、前項第1号に該当するときは、任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたとき速やかに行うものとする。

(館長の資格)

第4条 館長は、本学の教授とする。

(任期)

第5条 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 館長が任期満了前に辞任し、又は欠員となったときの後任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(細則)

第6条 この規則の実施に必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年9月21日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命された館長の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。